

## チーム医療の推進に関する閣議決定等

- 規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）（抜粋）…… 1
  
- 内閣総理大臣指示（平成21年5月19日経済財政諮問会議）…………… 2
  
- 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）（抜粋）…………… 3
  
- 「ナースプラクティショナー（専門性の高い職務が可能な看護師）の必要性」に関する調査審議の今後の進め方について（平成21年8月7日構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会取りまとめ）（抜粋）…………… 4

# 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」

（平成21年3月31日閣議決定）（抜粋）

## Ⅱ 重点計画事項

### 1 医療

#### （4）医師及び他の医療従事者の供給体制の在り方の検討

##### ① 医師と他の医療従事者の役割分担の推進

##### イ 専門性を高めた職種の導入【平成20年度検討開始】

海外においては、我が国の看護師には認められていない医療行為（検査や薬剤の処方など）について、専門性を高めた看護師が実施している事例が見受けられる。上記の「安心と希望の医療確保ビジョン」具体化に関する検討会中間とりまとめの内容を踏まえると、早急にこのような海外の事例について研究を行い、専門性を高めた新しい職種（慢性的な疾患・軽度な疾患については、看護師が処置・処方・投薬ができる、いわゆるナースプラクティショナーなど）の導入について、各医療機関等の要望や実態等を踏まえ、その必要性を含め検討する。

## 内閣総理大臣指示（平成 21 年 5 月 19 日経済財政諮問会議）

看護師の役割の拡大は、「経済危機克服のための有識者会合」や「社会保障国民会議」の提言でもある。厚生労働省において、専門家を集め、日本の実情に即して、どの範囲の業務を、どういう条件で看護師に認めるか、具体的に検討していただきたい。

# 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）

（抜粋）

## 第2章 成長力の強化

### 6. 規制・制度改革

- ・ 医師と看護師等との間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめる。

●「ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性」に関する調査審議の今後の進め方について

<p>調査審議の今後の進め方</p>	<p>「経済財政改革の基本方針2009」(平成21年6月23日閣議決定)によれば、規制所管省庁において、医師と看護師等の間の役割分担の見直し(専門看護師の業務拡大等)について、専門家会議で検討を行い、平成21年度中に具体策を取りまとめることとされている。</p> <p>一方、評価・調査委員会においては、本提案について、これまでの調査審議を通じ下欄のような事項を指摘しているところであり、規制所管省庁においては、当該専門家会議における検討に際し、当該指摘事項について十分に考慮の上、提案者の要望に最大限応えるよう努めるべきである。</p> <p>規制所管省庁においては、当該専門家会議における検討の推進に当たり、評価・調査委員会における指摘事項の反映状況と併せて、評価・調査委員会に次のとおり報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年9月頃を目途に、検討事項の整理状況及び検討スケジュールの見直しについて</li> <li>・ 平成21年末を目途に、検討の進捗状況及びさらに検討すべき課題について</li> <li>・ 平成21年度末を目途に、検討の結論について</li> </ul> <p>評価・調査委員会においては、当該報告を踏まえつつ、本提案について引き続き調査審議を行い、平成21年度中に調査審議意見を取りまとめることとする。</p> <p>なお、本提案については、規制改革会議と連携しつつ、調査審議を行ってきたところであり、引き続き緊密に連携していくこととする。</p>
<p>これまでの調査審議における指摘事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに拡大対象として想定される看護師の業務の、一連の医療行為のプロセスにおける個々の要素について、一定の教育課程を経た看護師に行わせることの是非や、どのような条件の下であれば認める余地があるのか等について、具体的事例に即して検討すべきではないか。</li> <li>・ 新たに拡大対象として想定される看護師(診療看護師)の業務の現状の位置づけは、次のとおりであると考えられる。このうち、①については、一定の経験と高度な教育(新たな医療業務を可能とする一定の養成課程)の履修を前提に、医師と共同で作成したプロトコルに基づいた看護師の業務として認めるよう、教育内容と一体として検討すべきではないか。また、②については、類型化や例示を通じ、看護師の業務として位置づけられる範囲を明確化すべきではないか。</li> </ul> <p>① 現行法において、医師以外が行うことは認められないもの</p> <p>② 個々の現場の状況、医師の具体的な指示の内容や態様により判断が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の養成課程を経た看護師の高い専門性を活用することで、より質の高い医療サービスが期待できる場面としては、例えば、救急外来、在宅医療現場、過疎地、小児科、周術期、周産期などといったものが想定され、このような場면을想定して具体的な検討を進めるべきではないか。</li> <li>・ 医療現場と患者の現状における問題点を踏まえて検討を進めるべきではないか。</li> <li>・ 既にいくつかの教育機関では、専門性の高い職務が可能な看護師の養成に取り組んでおり、当該養成課程において不可欠の要素である実習の取扱いについては、上記検討と並行して検討の上、早急に決する必要があると考えられる。医師である指導教官の責任の下に指導監督することを前提に、当該養成課程において実施可能な実習の内容について明らかにすべきではないか。</li> </ul>